

議長／皆さん、こんにちは。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

本日、開会が遅れた経緯をまず説明します。

きのうの宮本議員が本会議で謝罪をされた後、マスコミの取材で発言したことが、今朝の各紙マスコミ等に掲載されました。

その件で先ほど議運で協議を行っていただいていたため、開会が遅れたことをお詫び申し上げます。

16 番 宮本議員の発言を許可したいと思いますけど。

16 番 宮本議員

宮本議員／16 番 宮本ですけども、きのう謝罪文を朗読させていただきました。

それで、取材の中でやりとりに行き違いがありまして、新聞記事になっているようですが、私は、全部を含めて、自分で了承して朗読いたしましたことを再度ここに明確にして、皆さんに誤解を与えたことについてお詫びしたいと思います。

どうもすみませんでした。

議長／市長より提出されました第 43 号議案から第 47 号議案までの 5 件を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第 1 新幹線とまちづくり特別委員会報告から、日程第 5 庁舎建設等特別委員会報告までの 5 件を一括議題といたします。

順次、特別委員長の報告をお願いいたします。

最初に、新幹線とまちづくり特別委員会の報告を求めます。

川原新幹線とまちづくり特別委員長

川原新幹線とまちづくり特別委員長／皆さん、こんにちは。

新幹線とまちづくり特別委員会の中間報告をいたします。

新幹線西九州ルートでございますが、武雄温泉から長崎間については、現在順調に工事が進捗しており、新幹線の開業に向けては、確実に前進をいたしているところでございます。

しかし、たくさんの課題もあり、これにあわせた的確な対応が必要不可欠であります。

われわれ、新幹線とまちづくり特別委員会としましても、平成 26 年 7 月 1 日に委員会を開催し、新幹線の整備進捗状況と駅周辺の今後の構想について執行部より説明を受け、委員会としての質疑や意見を踏まえながら、議論をしてまいったところであります。

また、昨年 10 月には、北陸新幹線長野～金沢間開通時に、開業する駅のある富山県高岡市及び黒部市へ行政視察を行いました。

その中で特に、沿線及び周辺自治体との連携についての取り組みを伺ったところ、黒部市

では「北陸新幹線停車駅都市観光推進会議」を設置し、市民会議等と連携をしながら観光や産業の振興、また賑わい創出につながる戦略を官民一体となって推進した結果、一定の成果が得られているとのことでありました。

執行部におかれましても、情報を的確に捉え、民間活力の向上に向けた施策を講じていただきたいと考えます。

市勢の浮揚、発展の礎を築くためにも新幹線のフル規格化については、今後も重要な課題として取り組んでいきたいと考えております。

以上報告します。

議長／ありがとうございました。

次に、常襲水害地対策特別委員会の報告を求めます。

山崎常襲水害地対策特別委員長

山崎常襲水害地対策特別委員長／こんにちは。

常襲水害地対策特別委員会の中間報告をいたします。

本委員会では、9月22日に要望活動の趣旨等の協議検討をし、10月6日には武雄河川事務所・佐賀県に対し、武雄市常襲水害地対策促進期成会及び武雄市六角川洪水調整池整備促進期成会合同による要望をいたしました。

この要望活動は毎年続けております。

その内容は、六角川の治水安全度を高めるため、六角川整備計画で位置付けられている洪水調整池の整備促進を図るとともに、内水対策の推進を強く要望し、加えて、昨年同様、常襲水没の恐れがある家屋については、河川改修等のハード整備と平行して、流域の特性に合わせた総合的な内水対策の実施に向け、関係機関との連携・調整を図ることを切に訴えてまいり。

あわせて、10月8日、9日には、九州地方整備局および国土交通省、また県選出国會議員等に対して、両期成会合同による要望活動を行い、今後における更なる協力要請を行ったところでございます。

10月10日に江戸川河川事務所において、視察研修を行い、水害時における防災対策、防災計画についての情報交換を行いました。

巨大地下放水路である「首都圏外郭放水路」について、最先端の治水事業の説明を受け、今後災害に強いまちづくりをしていく上で参考にすべきものと感じました。

委員会としては近年の異常気象、例えば豪雨や台風などの市民に及ぼす影響が最小限にとどまるよう、これからも順次活動していき、市民生活の安全安心につなげていきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

議長／ありがとうございました。

次に、議会改革調査特別委員会の報告を求めます。

松尾初秋議会改革調査特別委員長

松尾初秋議会改革調査特別委員長／こんにちは。

議会改革調査特別委員会の報告をいたします。

本委員会におきまして、一般質問の時間について、昨年6月議会まで90分でしたが、質問と答弁をわかりやすく的確な内容になるよう、60分に短縮することを協議し、議運で決定していただきました。

また、情報発信として、今まで開会日と一般質問のみテレビ放映をしておりましたが、最終日の議案の議決採決についても、27年6月議会よりテレビ放映を行い、市民に議会の情報発信をすることを提案し、了承を得ております。

合わせて、政務活動費につきましても、なお一層の透明性確保のために資料購入費の書籍の制限の種類に、小説を追加することを決定し、議会として改革に取り組んできたところであります。

このような中、更に先進地に学ぼうと、今年度は昨年11月13日から15日にかけて、神奈川県平塚市と小田原市を訪問し、議案の賛否の公開や自由討議、議会報告会などについて研修してきました。

私たち、議会改革調査特別委員会といたしましては、現状の認識、課題の把握、市民の声を十分に意識して、今後も議会改革に取り組んでいかなければならないと考えております。以上で、議会改革調査特別委員会の報告といたします。

議長／ありがとうございました。

次に、IT行政推進特別委員会の報告を求めます。

牟田 IT 行政推進特別委員長

牟田 IT 行政推進特別委員長／IT 行政推進特別委員会よりご報告をいたします。

年度当初から、新庁舎建設に向けた整備、IT インフラ、災害、福祉に向けた IT 利活用、この3つを柱として掲げ、5回の委員会を開催し、また、NTT 主催のイノベーションセミナーへの参加、視察では、グーグルジャパン六本木本社のほうにもいって、ディスカッションをして、さらに内閣府へ要望活動も行って活発に活動させていただいています。

昨年10月、当時、新設間もない内閣府、地方創生省に赴き、IT インフラの整備に関し、要望活動を行った際には、石破 茂地方創生担当内閣府特命大臣に、直接要望書を提出し、いろんな話を要望し、しっかり内容も伝えて参りました。

先日は、ケーブルワンを参考人として来ていただき、この委員会がきっかけとして、独自業(?)として、優先順位はありますが、全市光の実現にむけて進んでいるところです。

常々、全市「光」という声をあげ続けておりましたが、まさにその兆しが見えてまいりました。

大変喜ばしいことと思っております。

今後は、全市 Wi-Fi、新庁舎の IT 活用、ワンストップ行政、災害対応、ひいては、IT による福祉向上に向けて、当委員会もさらにはげんでいきたいと思っておりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

以上、報告といたします。

議長／ありがとうございました。次に、庁舎建設等特別委員会の報告を求めます。

山口昌宏庁舎建設等特別委員長

山口昌宏庁舎建設等特別委員長／こんにちは。

庁舎建設等特別委員会より中間報告を申し上げます。

現在、庁舎があるのが、昭和 41 年に建設され、安全性や利便性等で多くの課題を抱えていることをはじめ、市民ニーズや時代の要請、十分な行政サービスを提供するにふさわしいものとして、新庁舎の建設の必要性は皆さんご理解のことと存じます。

建設予定地については執行部におかれても長期にわたり、適地を検討され、状況等を含め、当委員会に報告がなされ、また当委員会においても、今年度は 4 回の委員会を開催し、協議を重ねてまいりました。

相手のあるお話であるため、慎重に進める必要がある中、周辺住民の方々との協議、交渉が残ってはおりますが、JA 佐賀みどり武雄会館、佐賀みどり葬祭武雄斎場一帯を適地として選定し、交渉等を重ねられ、本日、議案として提出されておりますとおり、仮契約締結に至っております。

これから基本計画、基本設計、実施設計、建設と、1 つずつ進展、進捗させていくこととなります。

これからの庁舎にふさわしいものとなるよう、さらに執行部との協議を行ってまいります。(委員長の思い)と書いていますが、いずれにしても、庁舎は武雄市のシンボルとなるよう皆さん方と協議をしながら、使い勝手のよい行政建設となるように、われわれ一丸となつてがんばりますので、議員各位の御協力方を切にお願いを申し上げます。

以上で、中間報告といたします。

議長／ありがとうございました。

ただいまの報告は、いずれも中間報告でございますので、この程度にとどめたいと思います。

以上で各特別委員会の報告を終わります。

これより議案審議を開始いたします。

日程第6 第12号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う武雄市条例の整備に関する条例を議題といたします。

第12号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第7 第13号議案 武雄市行政手続条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第13号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第8 第14号議案 武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

第14号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第9 第15号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第15号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第10 第16号議案 武雄市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第16号議案に対する質疑を開始いたします。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第11 第17号議案 武雄市デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第17号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、福祉常任委員会に付託をいたします。

日程第12 第18号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第18号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、福祉常任委員会に付託をいたします。

日程第13 第19号議案 武雄市高橋第1排水路排水設備管理基金条例を廃止する条例を議題といたします。

第19号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第14 第20号議案 武雄市犬取締条例を廃止する条例を議題といたします。

第 20 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 15 第 21 号議案 市道路線の廃止についてを議題といたします。

第 21 号議案に対する質疑を開始いたします。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 16 第 22 号議案 市道路線の認定についてを議題といたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 17 第 23 号議案 市道路線の変更についてを議題といたします。

第 23 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 18 第 24 号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合理約の変更に係る協議についてを議題といたします。

第 24 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 19 第 25 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 9 回)を議題といたします。

第 25 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 20 第 26 号議案 平成 26 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第 4 回)を議題といたします。

第 26 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、福祉常任委員会に付託をいたします。

日程第 21 第 27 号議案 平成 26 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算(第 4 回)を議題といたします。

第 27 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 22 第 28 号議案 平成 26 年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算(第 2 回)を議題といたします。

第 28 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 23 第 29 号議案 平成 26 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第 6 回)を議題といたします。

第 29 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第 24 第 30 号議案 平成 26 年度武雄市給湯事業特別会計補正予算(第 2 回)を議題といたします。

第 30 号議案に対する質疑を開始いたします。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第 25 第 31 号議案 平成 26 年度武雄市工業用水道事業会計補正予算(第 1 回)を議題といたします。

第 31 号議案に対する質疑を開始いたします。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 26 第 32 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計予算を議題といたします。

第 32 号議案に対する質疑を開始いたします。

23 番 江原議員

江原議員／委員会に分かれて付託されますので、ひと言だけ。

41 ページの社会福祉総務費の国民健康保険への一般会計からの繰り入れでございますけど、27 年度 1 億円、26 年度の補正でも出ておりますけど、これまでの計画と変更があつてのようですので、それに関する報告、委員会で議論されると思いますけれども、あわせて資料、

私にもいただきたいし、その経過についてご説明いただければと。

議長／中野くらし部長

中野くらし部長／国民健康保険特別会計の繰り出しということで、一般会計のほうから 27 年当初予算 1 億と、法定外繰り入れの分にかかる分ですね。

その件のお尋ねだと思います。

国民健康保険の、財政については、本年 12 月、昨年 12 月の定例会において、来年 4 月から国民健康保険税の税率を改正するという条例案を提案いたしまして、その際にご説明申し上げたところです。

今回の税率、この繰り入れ、これまで従来が一般会計から法定外が 5000 万だったのを、5000 万ふやしている状況です。

これは、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 カ年の、国民健康保険会計の財政状況を推計をいたしました。

その結果、税率を改正しない場合、すなわち現行のままいった場合、一般会計から繰り入れも従来どおりの 5000 万で推計を行ったところ、給付費の伸びとか、保険税の収入減とか、いろいろございましたけれど、最終的には単年度の収支でいえば、3 年平均で言えば 1 カ年ごとに 1 億 2000 万の収支不足になると、非常に厳しい見通しです。

それをどうにか対応せんといかんということで、昨年、その半分に相当する、6000 万に相当する額を、まず保険税の税率改正でまかなおうかということで、昨年条例改正をお願いしたところで、今年度 4 月 1 日から改正を行うということで対応するところです。

あとは残りの 6000 万ということで、それについての不足額、単年度の不足額もどうにかせんといかんという状況です。

それにつきまして、今回、この 5000 万、一般会計からの繰り入れ、要するに税のほうでも対応せんといかんということで、5000 万の繰り入れの増額をお願いしているという状況です。

あと残りの 1000 万については、ジェネリック医薬品の使用の促進とか、税率、税の収納率のアップとか、そういった内部努力によって、1000 万の分はカバーするということで不足額、単年度の不足額をこういった形でカバーするという考えのもとで、今回一般会計からの繰り出しを、27 年度の当初予算においても 1 億という形でお願いしているところでございます。

以上でございます。

議長／ほかに質疑ございませんか。

23 番 江原議員

江原議員／27、28、29 年度、3 カ年度の推計を昨年されたわけですが、30 年に全国都道府県単位の本一化ということについて、国からの方針がどのような形で通達か何か聞けるのか、そのことについて御紹介いただければ。

議長／中野くらし部長

中野くらし部長／一般会計からの繰り出しに絡んだ、国民健康保険特別会計の繰り出しに絡んだ、将来の中での都道府県化。

平成 30 年度から都道府県一本化ということで方針はもう決定されているという状況です。現在のところ、そういった形で御報告申し上げます。

以上です。

議長／ほかに質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については御手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 27 第 33 号議案 平成 27 年度武雄市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

第 33 号議案に対する質疑を開始いたします。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、福祉常任委員会に付託をいたします。

日程第 28 第 34 号議案 平成 27 年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

第 34 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、福祉常任委員会に付託をいたします。

日程第 29 第 35 号議案 平成 27 年度武雄市下水道事業特別会計予算を議題といたします。
第 35 号議案に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑なしと認めます。
質疑をとどめます。
本案は、建設常任委員会に付託をいたします。
日程第 30 第 36 号議案 平成 27 年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。
第 36 号議案に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
本案は、建設常任委員会に付託をいたします。
日程第 31 第 37 号議案 平成 27 年度武雄市競輪事業特別会計予算を議題といたします。
第 37 号議案に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
本案は、産業経済常任委員会に付託をいたします。
日程第 32 第 38 号議案 平成 27 年度武雄市給湯事業特別会計予算を議題といたします。
第 38 号議案に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
本案は、産業経済常任委員会に付託をいたします。
日程第 33 第 39 号議案 平成 27 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算を議題といたします。

第 39 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑をとどめます。

本案は、産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第 34 第 40 号議案 平成 27 年度武雄市水道事業会計予算を議題といたします。

第 40 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 35 第 41 号議案 平成 27 年度武雄市工業用水道事業会計予算を議題といたします。

第 41 号議案に対する質疑を開始いたします。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 36 第 43 号議案 武雄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

松尾政策部長

松尾政策部長／第 43 号議案 武雄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、国家公務員の給与改正に準じまして、企業職員の管理職員特別勤務手当の支給対象となる勤務に、平日の深夜午前 0 時から午前 5 時までの間に、災害等の対応で勤務した場合というものを追加するものでございます。

なお、第 14 号議案 一般職の給与条例でありますけれども、同様の改正を行っております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 43 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 37 第 44 号議案 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

平川つながる部長

平川つながる部長／第 44 号議案 損害賠償の額を定めることについて補足説明を申し上げます。

旧武雄市民病院で平成 21 年 7 月 22 日に行われました、武雄市内在住 60 歳代女性の腹腔鏡による胆嚢摘出手術において医療事故が発生しております。

その後、容体の回復を待ち損害賠償に関します示談の協議を進めておりましたが、平成 26 年 3 月 25 日に死亡されました。

本人様が亡くなられたことから、相続人の代理人弁護士と市側弁護士の間で損害賠償の協議を進めた結果、今般示談が成立いたしましたので、地方自治法の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

損害賠償金につきましては、全額が保険会社により至便されるものであります。

以上で、補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 44 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 38 第 45 号議案 財産の取得についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

平川つながる部長

平川つながる部長／第 45 号議案 財産の取得について、補足説明を申し上げます。

新しい武雄市庁舎の用地(?)に***するため、議案書その 3 の 3 ページ第 1 項に記載いたします、12 筆の土地を所有されている佐賀県農業協同組合と武雄市との間で土地売買の仮契約を締結いたしました。

仮契約の金額 4 億 4205 万 2336 円、及び面積 8600.24 平方メートルは、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第 3 条の規定による金額及び面

積をそれぞれ上回ることから、同条例の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。
なお用地の位置につきましては、議案資料の1ページの位置図のとおりでございます。
以上、補足説明を終わります。
よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第45号議案に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。
日程第39 第46号議案 平成26年度武雄市一般会計補正予算(第10回)を議題といたします。
提出者からの説明を求めます。
松尾政策部長

松尾政策部長／第46号議案 平成26年度 武雄市一般会計補正予算(第10回)について補足説明をします。

今回の補正は、緊急経済対策に関わる、国の補正予算に対応し、緊急支援交付金を活用した取り組みのための経済対策の事業費、その他の案件について、追加提案をいたしております。

補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

第一条の歳入歳出補正では、歳入歳出の総額に4億8516万5000円を追加し、補正後の予算額を、257億7622万9000円とするものであります。

第2条、繰越明許費の補正では、内容につきましては、4ページから7ページにかけて掲載しておりますが、国の補正予算に伴います、地方創生関係の事業費、武雄小学校屋内運動場の解体工事費、橘公民館建設事業費等について繰越明許費の追加及び変更でございます。

第3条では8ページに掲載してますとおり、橘公民館建設に伴う、地方債の補正をお願いいたしております。

それでは歳出予算の概要についてご説明いたします。

予算説明書の(5)ページをお願いいたします。

2款1項5目、総務費情報化推進費では、社会保障・税番号制度導入に伴う、宛名システムの改修にかかる***負担金1020万円を計上いたしております。

2款2項2目総務費の地域振興費では、地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金を活

用した地域の消費喚起や、地方創生の天候的(?)な取り組みのための経済対策の事業費を計上いたしております。

(5)ページから(6)ページにかけてでございますが、消費喚起型の事業といたしまして、プレミアム商品券、子育て支援応援金の発行などの4件を、それから地方創世の先行型の事業といたしまして、武雄市総合戦略策定事業、地域資源を活用したまちあるき事業など、10件の事業費総額で1億7267万円を計上いたしております。

(6)ページをお願いいたします。

4款衛生費では、先ほどありました医療事故に伴う、損害賠償、弁護士等費用を含めまして、2006万3000円を計上いたしております。

(6)ページから7ページにかけてでございますが、10款教育費では、武雄小学校屋内運動場の解体工事費4121万9000円、橘公民間建設工事費2億4341万円を計上いたしております。

予算書の説明書の(3)ページに歳入を掲載しておりますが、地方消費税交付金の額の確定に伴う補正のほか、今回補正に伴います財源として、国県補助金、基金繰入金、市債、諸収入を計上しています。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第46号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第40 第47号議案 平成27年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第1回)を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

北川営業部長

北川営業部長／第47号議案 平成27年度 武雄市競輪事業特別会計補正予算(第1回)について補足説明をもうしあげます。

武雄競輪場の本状施設及びバンクの改修につきましては、平成27年10月から約1年かけて行う予定でございます。

1月29日の臨時議会において、本場改修の実施設計の起請をお願いし、現在作業中です。

この時点までは実施設計を終え、6月議会に、本場並びにバンクの改修費を一括して計上する提案で予定していました。

しかしながら、昨今の資材調達や、労働力不足による、公共事業の不調部落の傾向がございます。

それから改修後に、記念競輪の開催を予定していること、これらを考慮すると、改修の期間内完了を確実に実施をしなければなりません。

平成27年度の本場開催についても、ぎりぎりの9月30日まで開催を行います。

したがって、今年の10月の工事着工に確実に入るように、6月に予定しました、本場及びバンクの改修予算等についての計上を前倒しをして、できるだけ早く準備にかかろうとするものでございます。

予算書の4ページをご覧くださいと思います。

競輪事務費として、本場の競輪場施設建設事業を、平成27年度及び28年度の2カ年の継続して、予算を計上いたしております。

予算説明書の(4)ページをお開きください。

歳出の競輪事務費では、競輪場の施設建設工事管理業務委託料および、工事費の前払い分とバンク、走路の全面改修費として、合計7億5230万を計上いたしております。

その財源としましては、(3)ページにお示ししておりますが、競輪事業の基金から7億5000万を繰り入れするものでございます。

以上、補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第47号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第41 報告第2号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第2号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 42 報告第 3 号 専決処分の報告についてを議題といたします。
報告第 3 号に対する質疑を開始いたします。

>なし

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもおつかれさまでした。